

参 考 资 料

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求め**る。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

福岡市地域日本語教育の推進に係る総合調整会議設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡市で暮らす外国人が、生活等に必要な日本語能力を身に付け、本市で安心して活動できる環境を整備するため、関係機関等の有機的な連携を強化することを目的として、福岡市の地域日本語教育の推進に係る総合調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議では、次の事項について協議を行い、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 福岡市の地域日本語教育の推進に関すること。
- (2) 前号に関する連絡・調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員は、別表に掲げる委員のほか、次に掲げる者のうちから総務企画局長が選任する。

- (1) 専門的な知識または経験を有する有識者
 - (2) その他局長が必要と認める者
- 2 総合調整会議には議長を1人置くこととし、議長は、総務企画局国際部国際政策課長が務めるものとする。
- 3 議長は、総合調整会議の会務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(調整会議の開催)

第4条 調整会議は、必要に応じて、議長が開催する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に調整会議への出席を求めることができる。

(調整会議の公開)

第5条 調整会議は、原則公開とする。ただし、その会議における協議内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

- 2 調整会議の傍聴に関する手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第6条 調整会議を非公開で行う場合の出席者は、調整会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とし、必要に応じて更新するものとする。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、総務企画局国際部国際政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月16日から施行する。

別表（第3条関係）

（行政関係）

所 属	職 名
総務企画局国際部	国際政策課長 （総括コーディネーター）
こども未来局こども部	総務企画課長
こども未来局子育て支援部	事業企画課長
こども未来局子育て支援部	課長（保育指導等担当）
教育委員会教育支援部	教育支援課長
教育委員会指導部	学校企画課長
教育委員会 日本語サポートセンター	コーディネーター
経済観光文化局総務・中小企業部	経営支援課長

（地域国際化協会）

所 属	職 名
（公財）福岡よかトピア国際交流財団	事務局長
（公財）福岡よかトピア国際交流財団	地域日本語教育コーディネーター

令和3年度外国籍市民アンケート報告書

【概要版】

令和4年3月
国際政策課

1. 調査概要

調査対象と標本の抽出方法

福岡市住民基本台帳に登録がある外国籍市民のうち、以下の条件にあてはまる2,000人を無作為抽出、調査票を送付し、653件の回答を得た。そのうち福岡市での滞在期間が5年未満の回答467件を分析した。

「令和3年10月1日時点で18歳以上」「在留資格が特別永住者、永住者及び短期滞在以外」

調査方法

調査票の配布は郵送による。また、回収は調査票及び調査票記載のQRコードからアクセスするWebアンケートによる。なお、調査票及びWebアンケートの様式は、それぞれ日本語版と外国語版（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語）を用意し、いずれか1つで回答を求める形式をとった。 ※Webによる回答は今回調査から実施

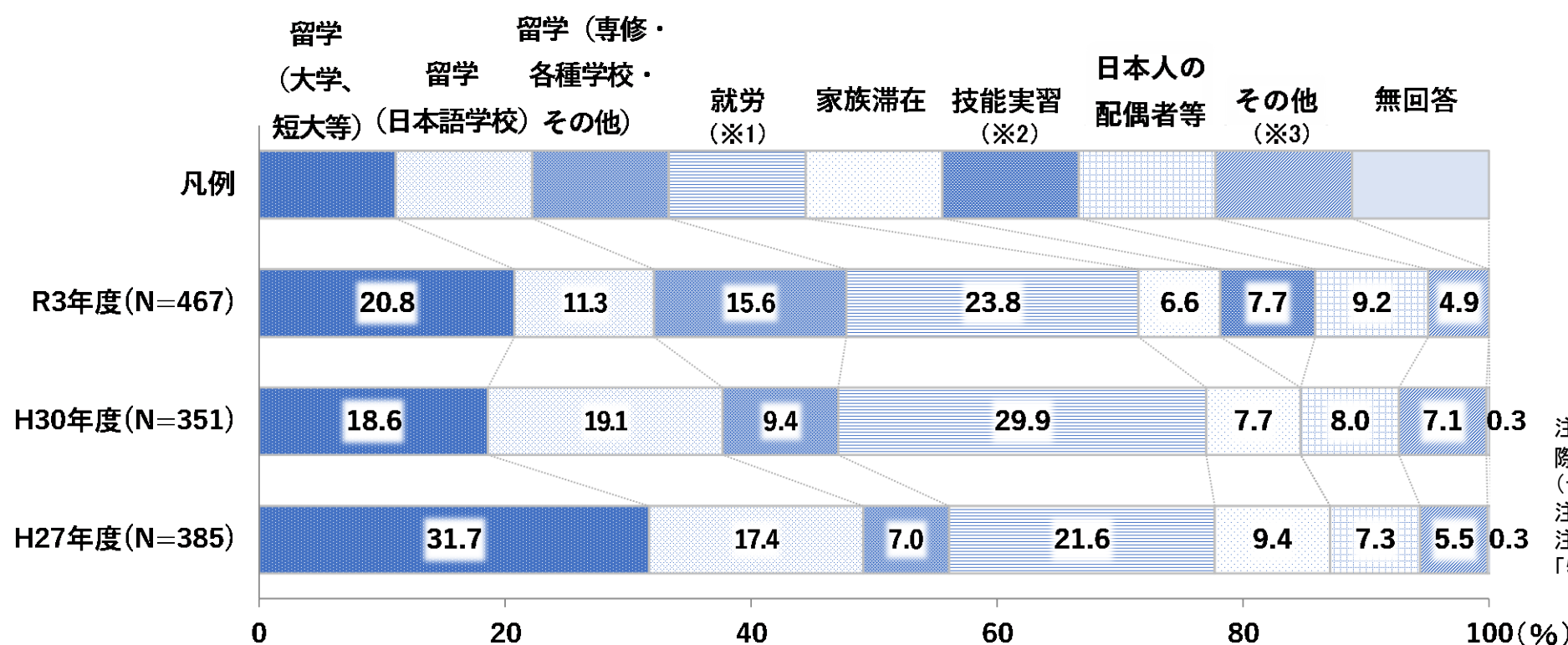
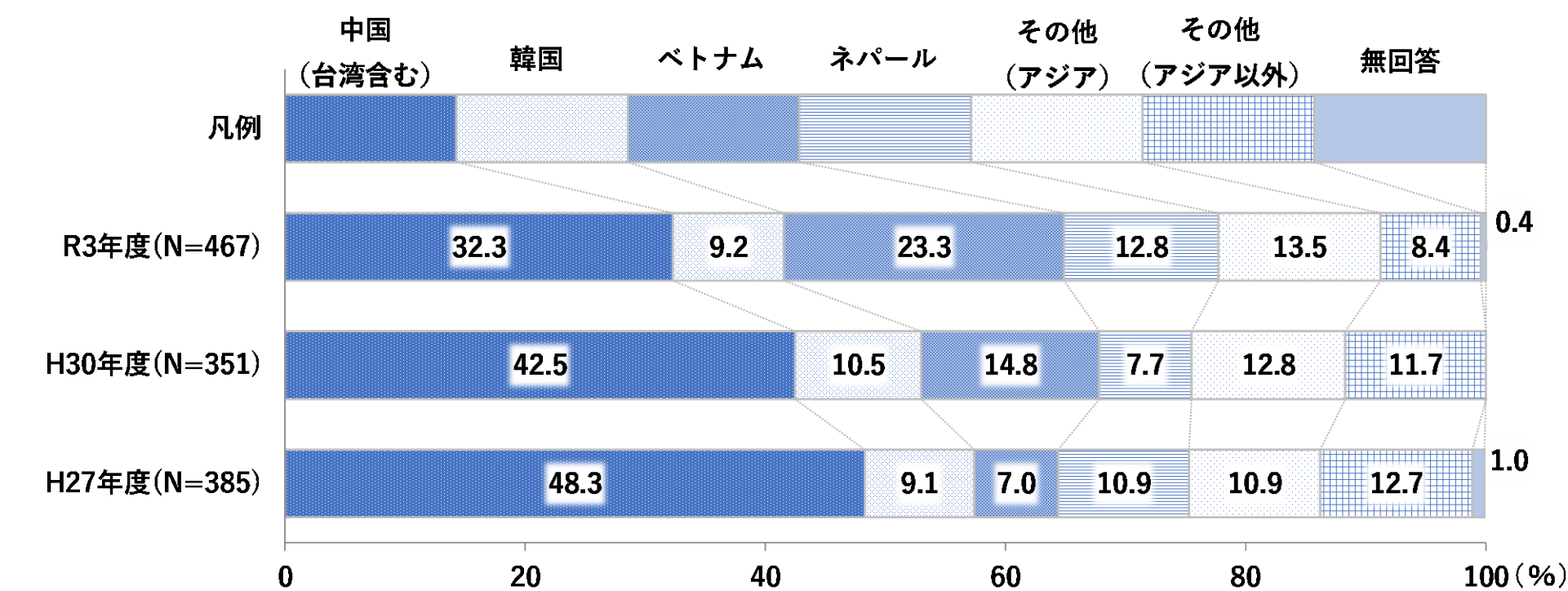
調査期間：令和3年11月1日（月）～11月22日（月）

調査実施機関：公益財団法人九州経済調査協会

2. 主な調査結果

(1) Q1 国籍、Q3在留資格

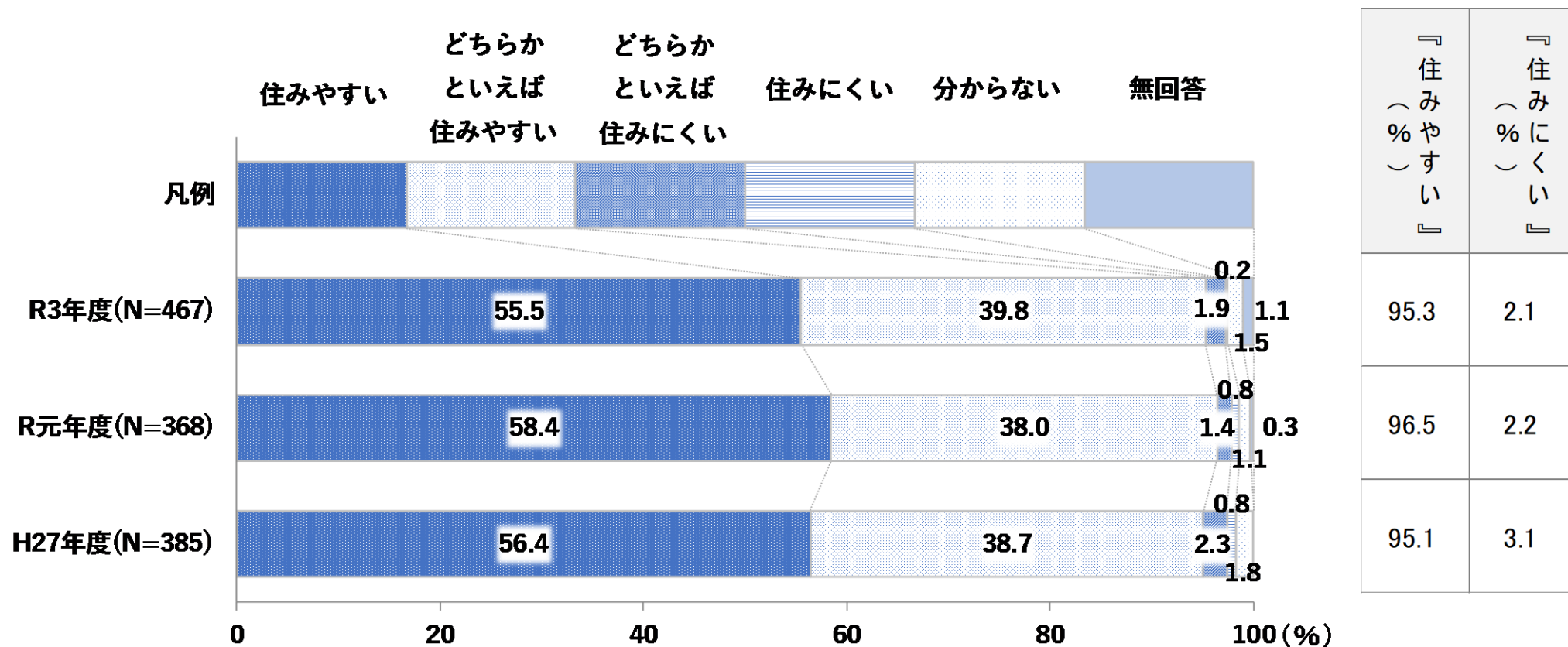
- ・国籍は、「中国（台湾含む）」が最も多く、以下、「ベトナム」、「ネパール」、「韓国」と続く。『アジア全体』が9割。「中国（台湾を含む）」は減少、「ベトナム」は増加の傾向
- ・在留資格は、「留学（大学、短大等）」が最も多く、以下、「就労（技術・人文知識・国際業務）」「留学（専修・各種学校・その他）」と続き、留学の3類型の合計が47.7%を占める。



注1：（※1）「就労〔技術・人文・知識・国際業務〕」、「就労（特定技能）」、「就労（その他）」の合計値
 注2：（※2）今回調査から追加した項目
 注3：（※3）今回調査から追加した項目「特定活動」を含む

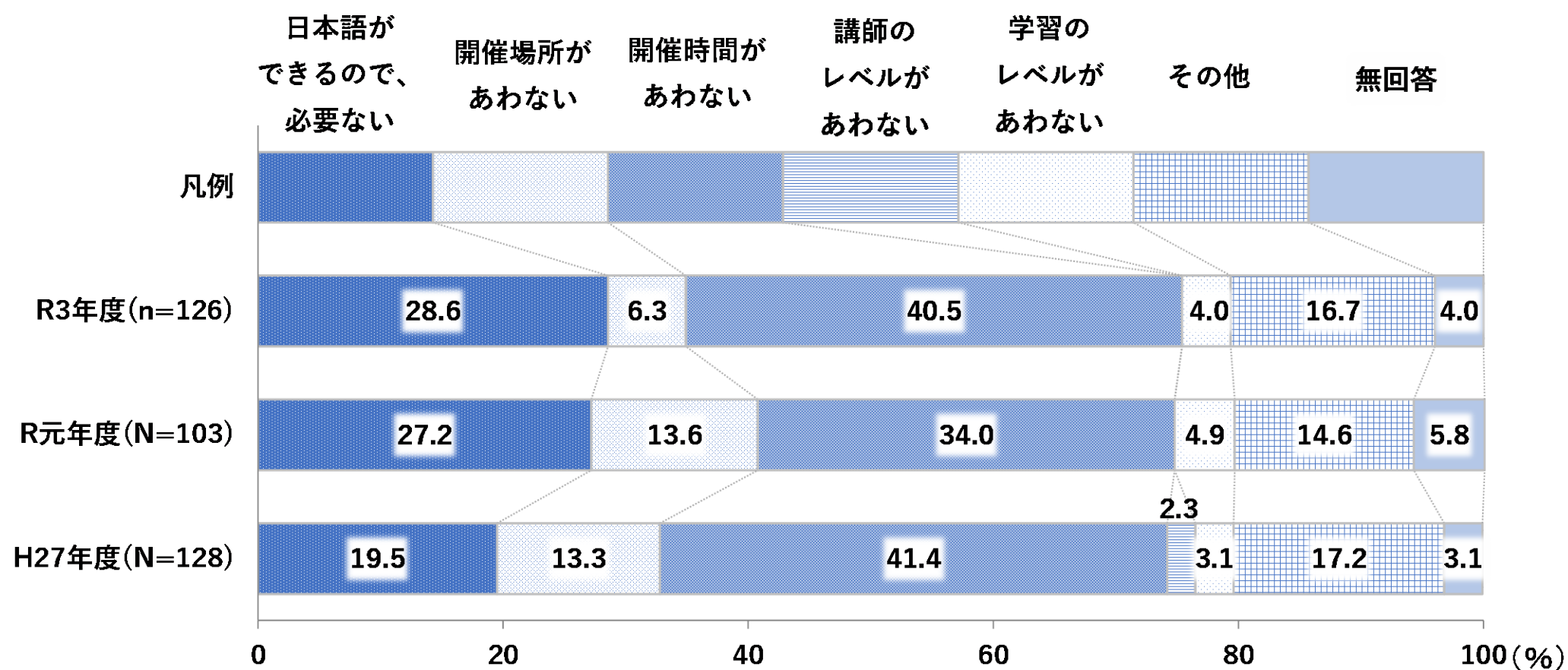
(2) Q13 福岡市の住みやすさ

・総合的な福岡市の住みやすさは、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計で**95.3%**と変化はない（R元年度96.5%、H27年度95.1%）。



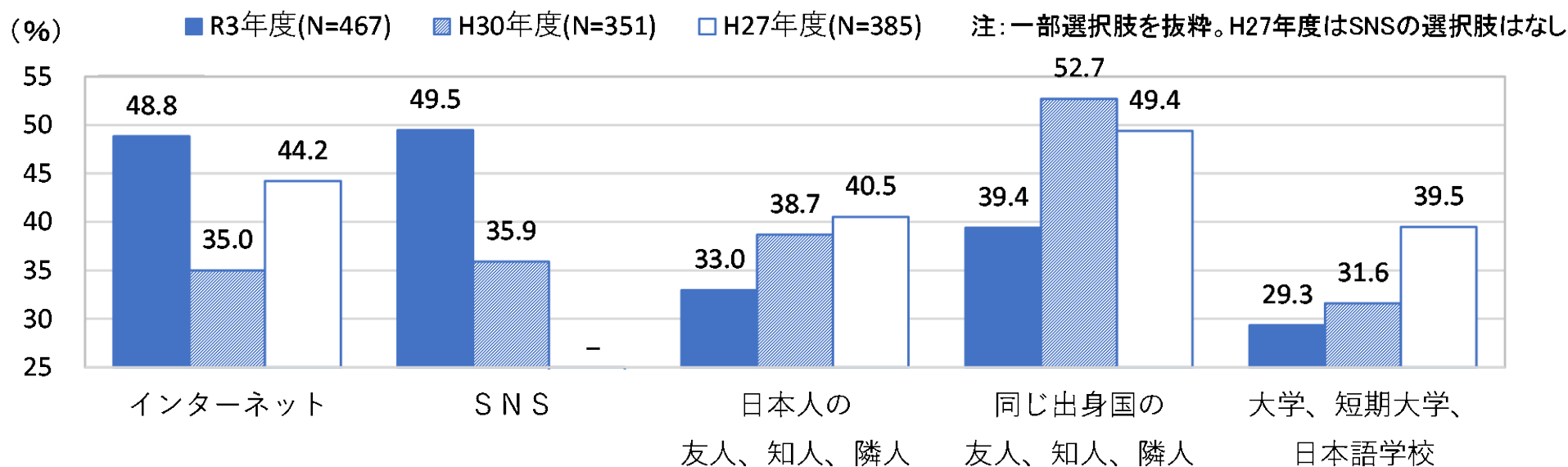
(3) Q11-2 地域の日本語教室を利用しない理由

・日本語教室を知っているが利用したことはないと回答した人（126人）の利用しない理由は、「開催時間があわない」が最も多い。



(4) Q21 地域情報の入手経路

・SNSが最も多く、次いでインターネットと、前回まで最も多かった出身国の友人等を上回った。

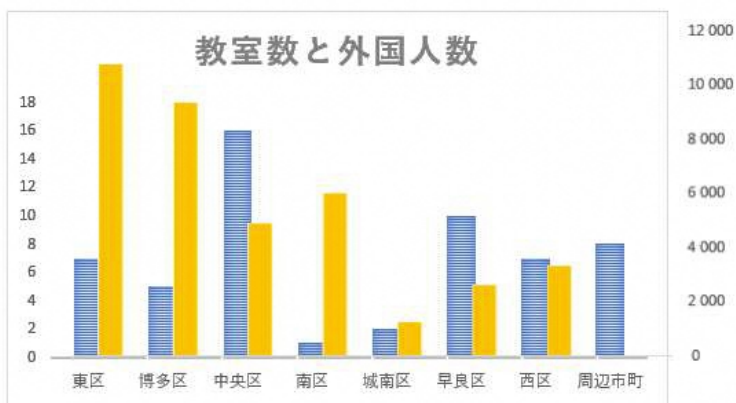


令和4年度 地域のボランティア日本語教室アンケート結果（抜粋）

1. 地域の日本語教室の状況

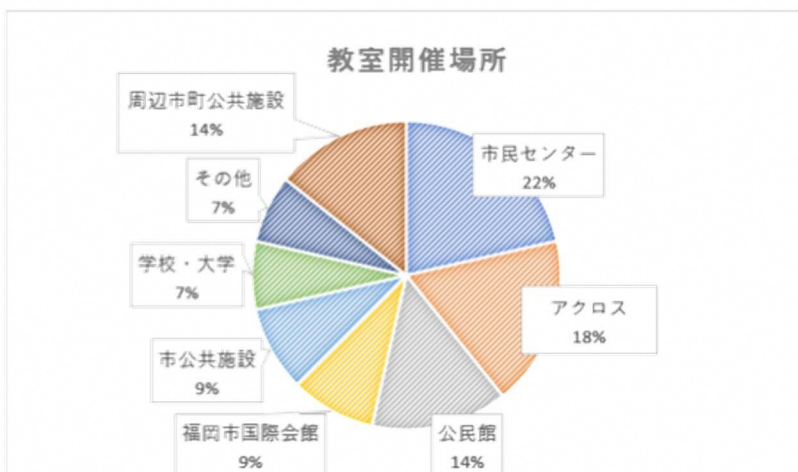
(1) 開催地域(区・周辺市町)

地域	教室数	%	外国人数	%
東区	7	12.5%	10 781	28.2%
博多区	5	8.9%	9 358	24.5%
中央区	16	28.6%	4 876	12.8%
南区	1	1.8%	6 027	15.8%
城南区	2	3.6%	1 245	3.3%
早良区	10	17.9%	2 591	6.8%
西区	7	12.5%	3 341	8.7%
周辺市町	8	14.3%	-	-
福岡市合計	48	85.7%	38 219	100.0%
合計	56	100.0%	38 219	100.0%



(2) 開催場所（施設）

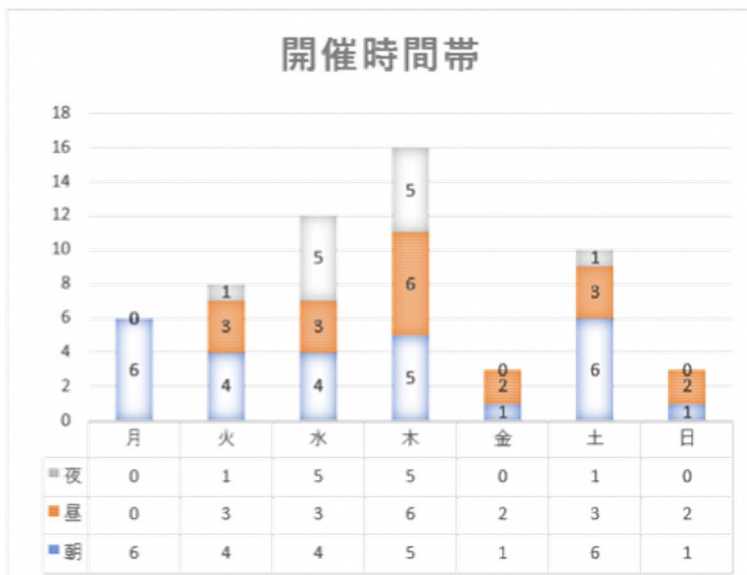
開催場所	教室数	%
市民センター	12	21.4%
アクロス	10	17.9%
公民館	8	14.3%
福岡市国際会館	5	8.9%
市公共施設	5	8.9%
学校・大学	4	7.1%
その他	4	7.1%
周辺市町公共施設	8	14.3%
合計	56	100.0%



(3) 開催時間帯（曜日・時間帯）

教室開催日・時間帯

	朝	昼	夜	計	%
月	6	0	0	6	10.3%
火	4	3	1	8	13.8%
水	4	3	5	12	20.7%
木	5	6	5	16	27.6%
金	1	2	0	3	5.2%
土	6	3	1	10	17.2%
日	1	2	0	3	5.2%
計	27	19	12	58	100.0%

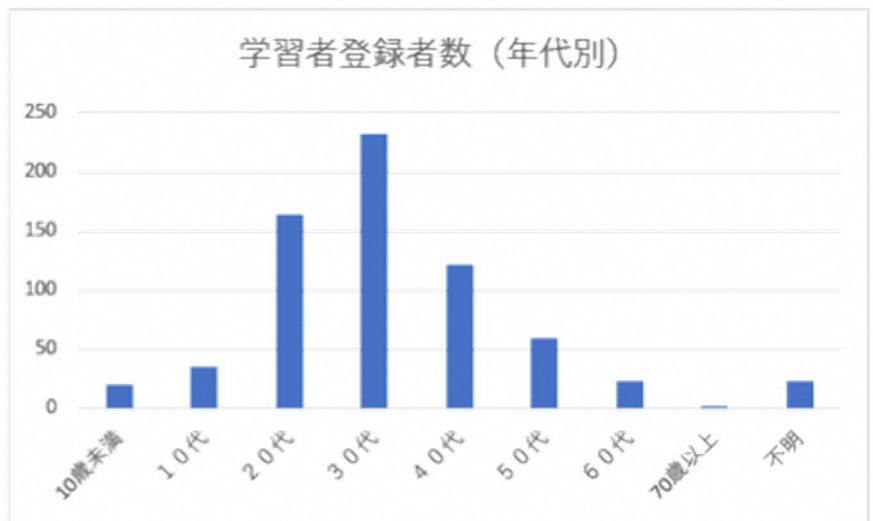


2. 学習者の状況

(1) 年代別

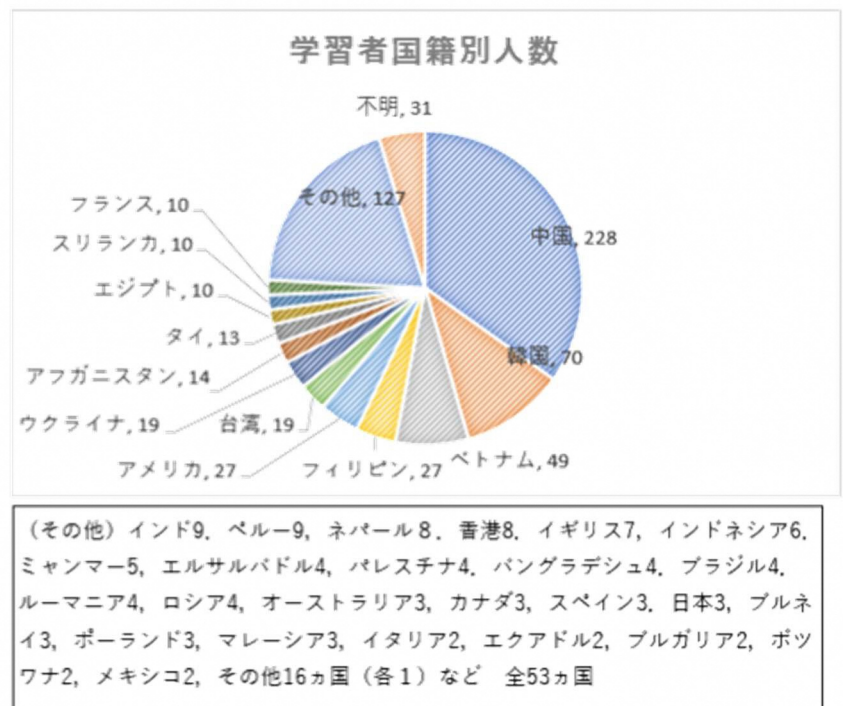
年代	人数(人)	%
10歳未満	20	2.9%
10代	35	5.1%
20代	164	24.1%
30代	232	34.1%
40代	121	17.8%
50代	59	8.7%
60代	24	3.5%
70歳以上	2	0.3%
不明	24	3.5%
計	681	100.0%

平均年齢 35.5



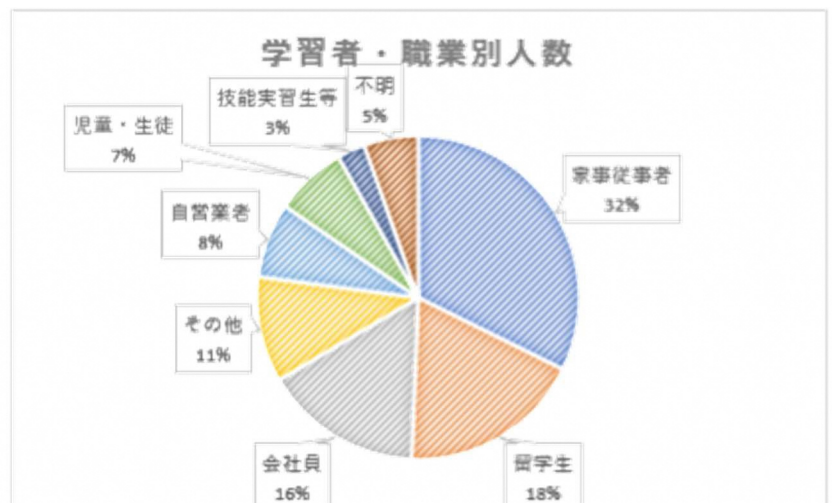
(2) 国籍別

順位	国・地域	人数	%
1	中国	228	35%
2	韓国	70	11%
3	ベトナム	49	7%
4	フィリピン	27	4%
5	アメリカ	27	4%
6	台湾	19	3%
7	ウクライナ	19	3%
8	アフガニスタン	14	2%
9	タイ	13	2%
10	エジプト	10	2%
11	スリランカ	10	2%
12	フランス	10	2%
13	その他	127	19%
14	不明	31	5%
	計	654	100%



(3) 職業別

職業等	人数(人)	%
家事従事者	220	32.3%
留学生	125	18.4%
会社員	108	15.9%
その他	72	10.6%
自営業者	51	7.5%
児童・生徒	49	7.2%
技能実習生等	19	2.8%
不明	37	5.4%
計	681	100.0%



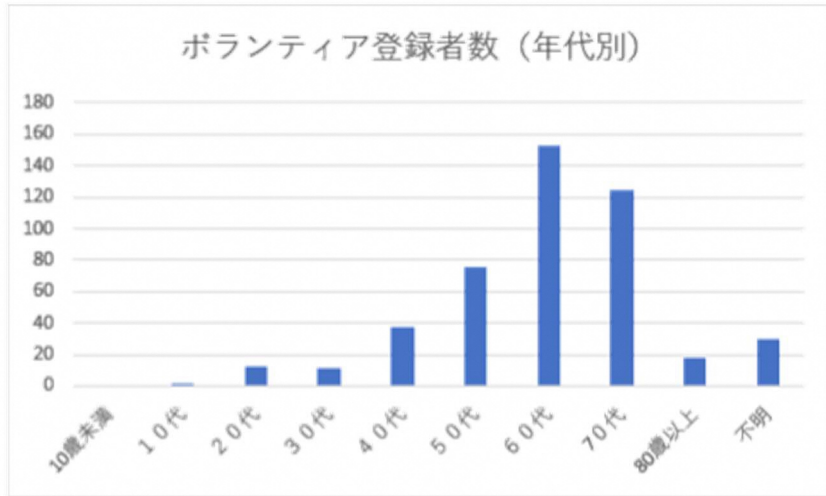
3. ボランティアの状況

(1) 登録者年代別

ボランティア

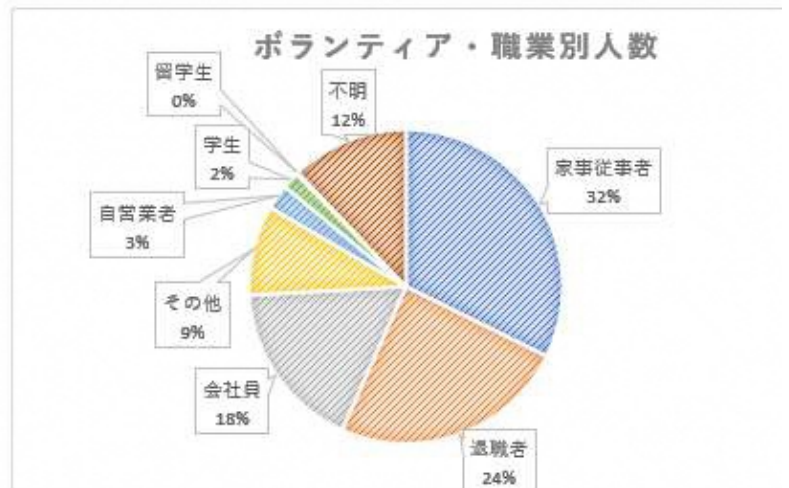
年代	人数(人)	%
10歳未満	0	0.0%
10代	1	0.2%
20代	13	2.8%
30代	11	2.4%
40代	38	8.2%
50代	76	16.4%
60代	153	33.0%
70代	124	26.7%
80歳以上	18	3.9%
不明	30	6.5%
計	464	100.0%

平均年齢 63.0



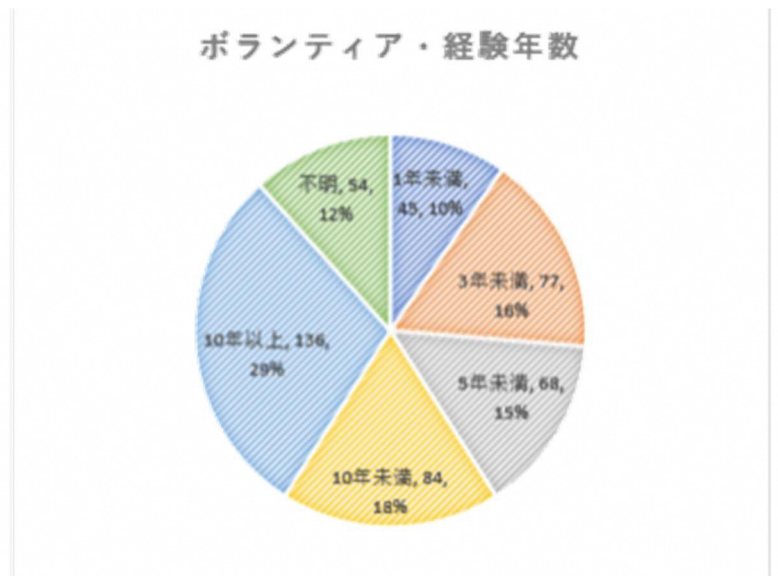
(2) 職業別

職業等	人数(人)	%
家事従事者	150	32.3%
退職者	113	24.4%
会社員	81	17.5%
その他	43	9.3%
自営業者	12	2.6%
学生	8	1.7%
留学生	1	0.2%
不明	56	12.1%
計	464	100.0%



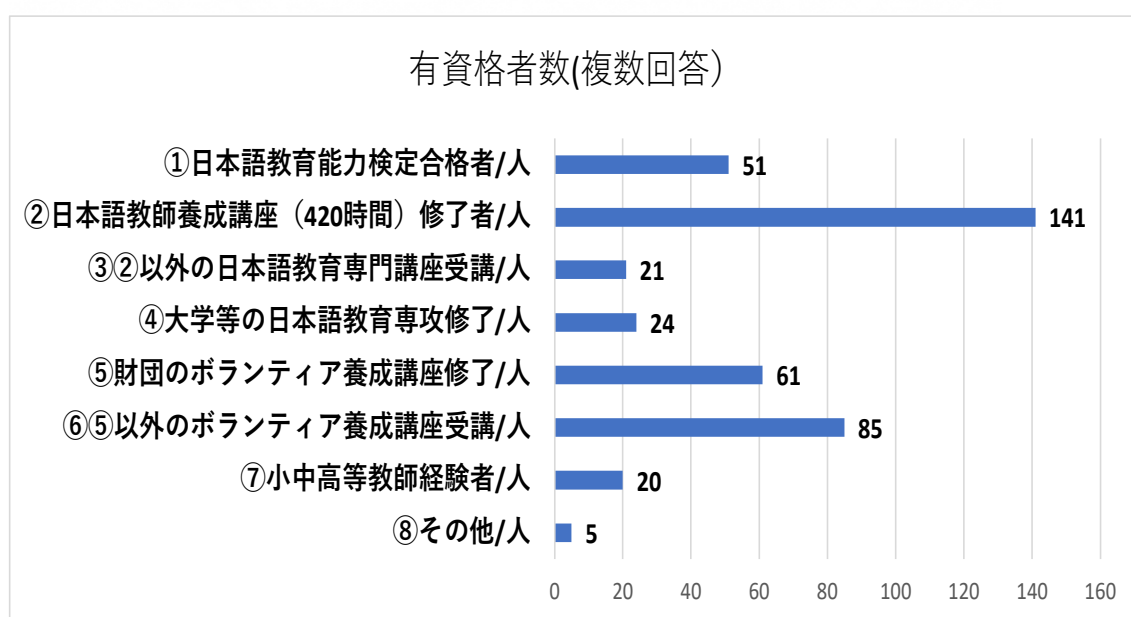
(3) 経験年数別

経験年数	人数(人)	%
1年未満	45	9.7%
3年未満	77	16.6%
5年未満	68	14.7%
10年未満	84	18.1%
10年以上	136	29.3%
不明	54	11.6%
計	464	100.0%



(4) 有資格者数(複数回答可)

有資格者 (複数回答可)	人数(人)	%
①日本語教育能力検定合格者/人	51	11.0%
②日本語教師養成講座 (420時間) 修了者/人	141	30.4%
③②以外の日本語教育専門講座受講/人	21	4.5%
④大学等の日本語教育専攻修了/人	24	5.2%
⑤財団のボランティア養成講座修了/人	61	13.1%
⑥⑤以外のボランティア養成講座受講/人	85	18.3%
⑦小中高等教師経験者/人	20	4.3%
⑧その他/人	5	1.1%
ボランティア合計数	464	100.0%



- ・日本語学校で日本語教師をしている人：40名
- ・複数のボランティア日本語教室で活動している人：70名

(5) ボランティアの負担金支出・ボランティアへの謝礼金・交通費の支給

負担金	有	8	14.8%
	無	41	75.9%
	無回答	5	9.3%
	計	54	100.0%

謝礼金	有	15	27.8%
	無	33	61.1%
	無回答	6	11.1%
	計	54	100.0%

交通費	有	9	16.7%
	無	39	72.2%
	無回答	6	11.1%
	計	54	100.0%